

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 日新興業株式会社
法人番号： 1120001057571
住 所： 大阪府大阪市淀川区三国本町1丁目12番30号
- 指名停止措置期間： 令和7年5月21日から令和7年7月1日まで(6週間)
- 指名停止措置の範囲： 近畿及び中国地方測量部管内
- 事実概要：

日新興業(株)は建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より、監督処分(営業停止10日間)を受けた。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である日新興業株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～12 略	略
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
14～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)